

吸収分割に係る事後開示書面

(吸収分割会社：会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく開示事項)

2026 年 3 月 31 日

スタンレー電気株式会社
スタンレーモビリティエレクトリック株式会社

東京都目黒区中目黒二丁目9番13号
スタンレー電気株式会社
代表取締役 貝住 泰 昭

東京都目黒区中目黒二丁目9番13号
スタンレーモビリティエレクトリック株式会社
代表取締役 遠藤 雅 夫

吸収分割に係る事後開示書面

スタンレー電気株式会社（以下、「分割会社」といいます。）及びスタンレーモビリティエレクトリック株式会社（以下、「承継会社」といいます。）は、2025年7月31日付吸収分割契約並びに2025年8月28日、2025年9月26日及び2025年12月26日にそれぞれ締結した吸収分割契約書に関する覚書に基づき、2026年3月31日を効力発生日として、分割会社の自動車（四輪、二輪及びインテリア）に係る電子事業のうち、設計・開発及び販売に係る事業に関して有する権利義務を、承継会社へ承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

会社法第791条第1項第1号、同法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

本件吸収分割は、2026年3月31日に効力を生じました。

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法

第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

本件吸収分割は、分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2ただし書の規定により、分割会社の株主は本吸収分割をやめることを請求することはできません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本件吸収分割は、分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当し、会社法第785条第1項第2号の規定により株式買取請求を行うことができる株主がないため、分割会社は、会社法第785条の規定による手続を実施していません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

分割会社において会社法第787条第1項第2号に規定する新株予約権はないため、分割会社は、会社法第787条の規定による手続を実施していません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 8 月 15 日付の官報及び電子公告において異議申述公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過 (会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

本件吸収分割において、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、承継会社に対して差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本件吸収分割において、会社法第 797 条の規定に基づき、承継会社に対して株式買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 8 月 15 日付の官報において異議申述公告を行い、かつ知れたる債権者に対し各別に催告いたしましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第 189 条第 4 号)

承継会社は、効力発生日である 2026 年 3 月 31 日をもって、分割会社の自動車 (四輪、二輪及びインテリア) に係る電子事業のうち、設計・開発及び販売に係る事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更登記をした日 (会社法施行規則第 189 条第 5 号)

2026 年 4 月 6 日 (予定)

6. 吸収分割に関するその他重要な事項 (会社法施行規則第 189 条第 6 号)

分割会社及び承継会社は、本件吸収分割に関し、2025 年 7 月 31 日付で「吸収分割契約書」を締結しましたが、その後、2025 年 8 月 28 日に本件吸収分割の承継対象資産を変更する旨の「吸収分割契約書に関する覚書」を締結し、また、2025 年 9 月 26 日及び 2025 年 12 月 26 日に本件吸収分割に係る効力発生日を変更する旨の「吸収分割契約書に関する覚書」をそれぞれ締結いたしました。

以 上